

指定小規模多機能型居宅介護・介護予防小規模多機能型居宅介護事業

運営規定

(事業の目的)

第1条 株式会社メディカルケアが行う指定小規模多機能型居宅介護の事業は、要介護者について、その居宅において、またはサービスの拠点に通わせ、若しくは短期間宿泊させ、当該拠点において、家庭的な環境と地域住民との交流の下で、入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の世話および機能訓練を行うことにより、利用者がその有する能力に応じその居宅において自立した日常生活を営むことができるようにすることを目的とする。

(運営の方針)

第2条 利用者が住み慣れた地域での生活を継続することができるよう、地域住民との交流や地域活動への参加を図りつつ、利用者の心身の状況、希望およびその置かれている環境を踏まえて、通いサービス、訪問サービスおよび宿泊サービスを柔軟に組み合わせることにより、妥当適切に行う。

- 2 利用者1人ひとりの人格を尊重し、利用者がそれぞれの役割を持って家庭的な環境の下で日常生活を送ることができるよう配慮して行う。
- 3 介護の提供に当たっては、小規模多機能型居宅介護計画に基づき、漫然かつ画一的にならないように、利用者の機能訓練およびその者が日常生活を営むことができるよう必要な援助を行う。
- 4 介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者またはその家族に対し、サービスの提供等について、理解しやすいように説明を行う。
- 5 介護の提供に当たっては、当該利用者または他の利用者等の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行わない。
- 6 事業者自らその提供する指定小規模多機能型居宅介護事業の質の評価を行い、常にその改善を図るものとする。

(職員の職種、員数および職務内容)

第3条 この事業所に勤務する従業者の職種、員数および職務内容は、次のとおりとする。

- 1 介護職員
 - ① 通いサービス 5名
 - ② 訪問サービス 2名
 - ③ 夜間および深夜勤務 1名
 - ④ 宿直勤務 1名
- 2 介護支援専門員 1名
- 3 管理者 1名

4 代表者 1名

(営業日、営業時間および通いサービス提供時間)

第4条 営業日、営業時間および通いサービス提供時間は、次のとおりとする。

営業日	365日
営業時間	24時間
通いサービス提供時間	5時から22時

(登録定員および利用定員)

第5条 登録定員および利用定員は下記のとおりとする。

登録定員	29名
利用定員	「通いサービス」 15名
	「泊まりサービス」 9名

(サービスの提供方法および内容)

第6条 介護は、利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって行う。

2 サービス内容は、居宅において、またはサービスの拠点に通わせ、若しくは短期間宿泊させ、当該拠点において、家庭的な環境と地域住民との交流の下で、入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の世話および機能訓練とする。

3 利用者の食事その他の家事等は、可能なかぎり利用者と小規模多機能型居宅介護従業者が共同で行うよう努めるものとする。

(社会生活上の便宜の提供等)

第7条 利用者の外出の機会の確保その他の利用者の意向を踏まえた社会生活の継続のための支援に努めることとする。

2 利用者が日常生活を営むうえで必要な行政機関に対する手続等について、その者またはその家族が行うことが困難である場合は、その者の同意を得て、代わって行う。

3 常に利用者の家族との連携を図るとともに、利用者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めることとする。

(地域との連携等)

第8条 利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、事業所が所在する市町村の職員または当該事業所が所在する区域を管轄する地域包括支援センターの職員、小規模多機能型居宅介護について知見を有する者等により構成される運営推進会議を設置し、

運営推進会議に対し通いサービスおよび宿泊サービスの提供回数等の活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設ける。

- 2 前項の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表するものとする。
- 3 地域住民またはその自発的な活動等との連携および協力を行う等の地域との交流を図ることとする。
- 4 利用者からの苦情に関して、市町村等が派遣する者が相談および援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努めることとする。

(利用料その他の費用の額)

第9条 利用料その他の費用の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、法定代理受領サービスなので自己負担はその1割及び2割・3割の額とする。

- 2 通常の事業の実施地域以外の地域に居住者に対して行う送迎に要する費用。
- 3 利用者の選択により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅において訪問サービスを提供する場合は、それに要した交通費の額。
- 4 前項に規定するもののほか、次に掲げる費用については、利用者の利用に応じ、定める額を徴収する。

費用項目	負担額
おむつ代	実費
その他利用者負担が適当と認められる費用	適宜

- 5 前項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者またはその家族に対し、そのサービスの内容および費用について説明を行い、利用者の同意を得るものとする。

(通常の事業の実施地域)

第10条 通常の事業の実施地域は次のとおりとする。

氷見市全域

(サービス利用に当たっての留意事項)

第11条 介護の提供の開始に際し、あらかじめ利用申込者またはその家族に対し、事業所の運営規定の概要、従業者の勤務体制その他の利用申込者のサービス選択に資すると認められる重要事項を記入した文書を交付して説明を行い、サービス内容および利用期間等について利用申込者の同意を得るものとする。

(緊急時等の対応)

第12条 介護従業者は、現に指定小規模多機能型居宅介護の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師またはあらかじめ当該指定事業者が定めた協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じる。

(虐待防止のための措置に関する事項)

第13条 事業所は、虐待の発生またはその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- 2 事業における虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図ること。
- 3 事業所における虐待防止の為の指針を整備する事。
- 4 事業所において、従業者に対し虐待防止のための研修を定期的（2回／年）に実施すること。
- 5 第3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く事。

(非常災害対策)

第14条 管理者は、消防計画および風水害、地震等の災害に対処するための計画を定めるとともに、非常災害に備えるため、年2回以上非難、救出その他必要な訓練を行う。

(その他運営に関する留意事項)

第15条 介護従業者の資質の向上のために、次のとおり研修の機会を設けるものとする。

- ①採用時研修 採用後1月以内
 - ②継続研修 経験に応じ、随時
- 2 従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を漏らしてはならない。
 - 3 従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を漏らすことがないよう、従業者でなくなった後においてもこれらの者の秘密を保持すべき旨に従業者との雇用契約の内容とするものとする。
 - 4 この規定に定めるもののほか、この事業所の運営に関する事項は、株式会社メディカルケアと管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

この規定は、令和4年8月1日から施行する。

この規定は、令和6年4月1日から施行する。